

## 第6章

# 高齢者が生きがいを持ち充実した生活ができるまちづくり

- 施策13 介護予防と自立支援を促す  
「通いの場」の整備
- 施策14 実践的な社会参加の促進
- 施策15 介護予防と健康づくりの推進
- 施策16 生活を支える制度とサービスの充実
- 施策17 支え合う地域づくりの基盤となる  
互助の促進

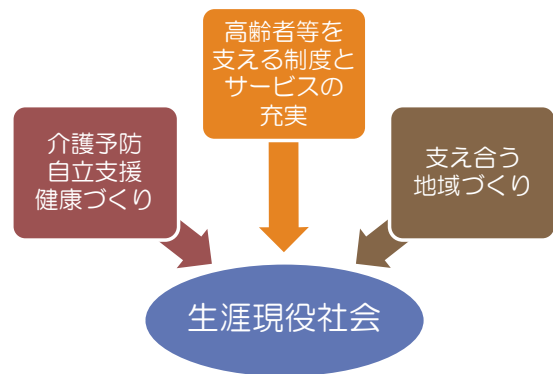
## 方針3

# 高齢者が生きがいを持ち充実した生活ができるまちづくり

地域の高齢者が要介護状態等となることを防止し、健康長寿を目指すためには、生活機能の維持・向上に効果的な取組の強化と、社会参加等により活動的で生きがいを持って日常生活を過ごせるよう、地域全体で取り組む環境づくりが必要です。

また、地域共生社会※の実現のためには、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、生きがいを持って地域で活躍する高齢者と「互いに支え合える地域の育成」の取組を同時に推進していく必要があります。

生活支援サービスは地域住民の問題意識も高く、幸せます会議等を通じてニーズを把握する体制もできているため、地域づくりや生きがいづくりを進める環境は整いつつあります。今後は、互助を向上させる取組だけでなく、高齢者の自助を強化するための市場サービス等の充実を促す取組も行っていくとともに、高齢者の生活を支える家族に対する支援事業のさらなる推進に努めます。



目指す姿	評価指標	現状値 第8期計画	目標値 第9期計画
地域での生活支援体制が整備されている。	住民主体の介護予防グループの数	56団体	76団体
通いの場参加者の健康状態を把握・分析し、サービス内容等を検討している。	通いの場において心身機能が改善した高齢者の割合	69.5%	維持

## 第6章

## 施策13 | 介護予防と自立支援を促す「通いの場」の整備

### (1) 通いの場の意義・展開

住民同士が気軽に集い、体操や会話を楽しめる場や、趣味・サークル活動等を通じて地域と交流できる場に参加することは、高齢者の活動量を増やし、介護予防を促す効果があります。また、これらの「通いの場」を運営することも、活動量の増加や役割の創出につながり、地域づくりの起点となります。

さらに、通いの場の参加者数の把握、参加者の健康状態等のデータを管理・活用し、通いの場がもたらす効果についての啓発や健康づくり部門との連携も必要です。加えて、対象を高齢者に限定せず、障害のある人や子育て世代の人の参加を検討することは、地域共生社会※の拠点としての可能性の検討にもつながると考えられます。地域の実情や高齢者のニーズに合わせて、様々なアプローチで通いの場を整備していきます。

## （２）保健福祉事業として整備する通いの場

### ① 元気アップくらぶ※

週1回2時間程度、介護専門職等が実施する介護予防教室や社会参加活動等を提供する高齢者の通いの場「元気アップくらぶ」を市内15地域で実施します。

## （３）地域支援事業として整備する通いの場

### ① 住民主体の介護予防教室

（一般介護予防事業：地域リハビリテーション活動支援事業）

住民が主体となって実施する介護予防体操グループの設置を、生活支援コーディネーター※を中心に地域に働きかけ、リハビリテーション専門職による支援をします。

### ② 住民主体の通所サービスB（介護予防・生活支援サービス事業、第4章参照）

主に要支援者等が利用する「通いの場」（週1回2時間以上の開催）を住民が主体となって実施する場合の活動費等を補助します。

### ③ 幸せます健康くらぶ（介護予防・生活支援サービス事業、第4章参照）

高齢者の介護予防や閉じこもり予防と買物支援を一体的に行うサービスで、地域から大型商業施設までの移動支援と介護予防教室や買物支援を、地域住民と介護事業所、社会福祉法人※、民間企業が協働して開催しています。

### ④ 幸せますデイステーション（一般介護予防事業：地域介護予防活動支援事業）

地域の団体が、65歳以上の全ての高齢者を対象に、地域の施設等において介護予防と生活支援を一体的に実施する場合に、介護専門職の派遣費用等の費用を補助します。

## （４）その他の高齢者の通いの場

高齢者の通いの場として本市が整備する上記のもの以外に、集いの「場」には次のようなものが考えられます。

- ① ふれあい・いきいきサロン※（防府市社会福祉協議会）
- ② 高齢者のための趣味サークル活動（公民館等）
- ③ スポーツクラブ
- ④ 民間企業や地域住民が実施する習い事教室
- ⑤ 友人や仲間との交流や地域での集まり

これらもすべて高齢者の活動量を増やし、社会参加を促す重要な社会資源であり、これを有効に活用するために生活支援コーディネーターを通じ情報を収集し、必要な方に提供していきます。

## 施策14 | 実践的な社会参加の促進

### (1) 高齢者の技能や経験を生かした社会参加の場の創出

高齢者が地域社会において自立した生活を送るためには、生活機能の維持とともに、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

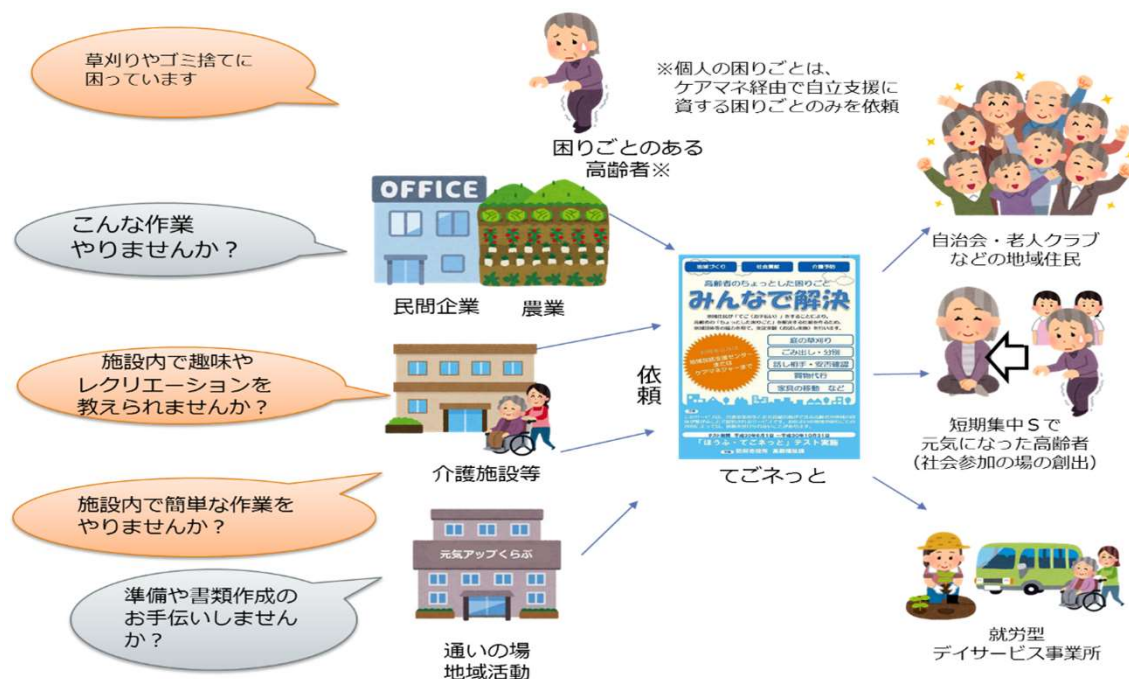
高齢者がこれまでに得た技能や豊富な経験を活かし、自身の趣味や嗜好による他者との交流等の社会参加は、高齢者本人の活動量を増加させ、自身の介護予防にもつながります。

このことから、高齢者の活躍できる場を地域に創出する取組を進めていく必要があります。

### (2) ほうふ・てごネっと※を中心にした困りごと解決の仕組み

ほうふ・てごネっとは、高齢者の自立支援につながる困りごとや訪問事業所のサービス提供の効率化に資する困りごとを、介護専門職から市に報告してもらい、市が地域に解決方法の検討をお願いし、個人ボランティア組織等に対応を依頼するものです。

この取組は、ごみ捨てや庭の草引きのような高齢者の困りごとの解決や訪問事業の効率化だけでなく、地域団体の一員や個人ボランティアとして高齢者の社会参加を促したり、支え合う地域づくりのきっかけにもなっています。



### (3) 役割・いきがい支援事業の取組

令和5年度から配置している、「役割・いきがい支援コーディネーター」と地域包括支援センターが連携を図り、自立した生活を取り戻した高齢者が役割を持って活躍できる場の創出、マッチングを行い、社会参加を促進しており、デイサービス事業所での囲碁の相手や、配膳の手伝い、花壇の管理など、高齢者の社会参加につながっています。

## (4) 身近で多様な社会参加活動

### ① 老人憩の家※

老人憩の家は、地域の高齢者の活動拠点として、また、心身の健康増進を図るために、レクリエーションや教養講座等で気軽に利用できる施設です。

施設ごとに自主的な管理・運営を行っているため、地域性に合った活動が可能であり、今後、高齢者の社会参加の場所として広く活用されるよう取り組みます。

### ② 老人クラブ※

老人クラブは、地域における高齢者の自主組織として、経験や知恵を生かし生活と地域を豊かにするという、高齢者の社会活動の中心的な役割を果たしており、自由で親しみやすく、より開かれた組織づくりを目指し、会員が相互に支援する友愛活動等、様々な活動を展開しています。

### ③ 防府市社会福祉協議会

社会福祉協議会の運営による「老人大学校（幸せます大学）」を開設し、生きがいのある豊かな生活を創造するための学習機会を提供します。

高齢者能力開発情報センター事業として、高齢者の就労機会の確保や社会参加促進の情報を提供します。

また、「ボランティアセンター事業」として高齢者のボランティア活動への積極的な育成援助等を行っています。

### ④ 防府市市民活動支援センター

市民活動支援センターは、市民活動の活性化を図るために防府市地域協働支援センター内に設置されたものです。

市民活動には、福祉、文化、教育、まちづくり等の様々な分野がありますが、高齢者が市民活動に参加しやすいよう、市民活動支援センターでは、情報の提供、市民活動団体間の交流、市民活動団体の設立・運営に関する相談等の支援を行います。

また、市民活動支援センターは、社会福祉協議会のボランティアセンターとも連携・協力し、それぞれのセンターの機能強化を図っています。

### ⑤ 地域活動を通じた社会参加活動

地域において高齢者が中心となり、知恵や技術を活かした暮らしや文化等を若い世代に伝承していく三世代交流等を通じて、高齢者の生きがいを高めることを支援していきます。

## (5) 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の促進

### ① 学習・文化活動の充実

時代のニーズに対応した学習機会や、身近な地域での学習情報の提供に努め、高齢者が生きがいを持って学習することができる機会の充実を図ります。

また、生涯学習フェスティバルの開催や、各種講演会・シンポジウム等のイベントの開催によって、様々な学習機会を提供します。

### ② スポーツ活動の推進

スポーツを通じて、健康の保持、孤独からの開放及び生きがいを高めるため、「防府市いきいきシルバーふれあいスポーツ大会」への高齢者の積極的な参加を推進します。

また、スポーツ協会や体育施設の指定管理者による高齢者が取り組みやすい定期教室等の開催について普及に努めます。

### ③ 学習成果を生かす機会の充実

学習で得た知識や技術を社会に還元する機会をつくることによって、高齢者が社会の中でいきいきと活躍する場を得ることとなり、更なる学習意欲にもつながります。

学習成果を生かす機会となるボランティア活動や、放課後子ども教室等の学校支援活動、公民館を中心とした地域活動を推進し、高齢者自らが生涯学習を通じて、地域づくり・まちづくりに貢献できる場づくりを進めます。

## (6) 就労機会の確保・働く環境づくり

高齢者の就労意欲は高く、高齢期においても働きたいと考えている人が増加しているため、その知識、経験、能力に応じた就労機会の確保や働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。

### ① 高齢者の就労機会の確保

防府市シルバー人材センターでは、高齢者である会員の就労確保を図っています。今後、地域社会の多様なニーズに対応できるよう、地域に根ざした活動により高齢者の生きがいづくりの場となるよう努めます。

### ② 高齢者職業相談

防府公共職業安定所（ハローワーク防府）や、社会福祉協議会において、高齢者の雇用対策のため、就労相談を行っています。社会福祉協議会では、「防府市高齢者無料職業紹介所」において、高齢者の能力の開発や向上を図るため、各種相談に応じるとともにその能力に応じた就労斡旋の機会の確保及び高齢者の生きがい対策に取り組めます。

### ③ 高齢者のUターン※支援

山口県等と連携し、首都圏等で開催される移住フェアへの出展やホームページ等を通じた本市の魅力を発信するとともに、希望者に対して、電話やオンライン相談を行います。

## (7) 就労・社会参加による効果を活用した介護サービス

事業所職員の見守りのもと、利用者が可能な範囲で就労やボランティア等の社会参加を行う、就労型デイサービスが全国的にも増えています。事業所職員と一緒に育てた農作物を販売することで一定の対価を得たり、認知症の利用者が通いの場で準備のボランティアを行うなどの取組は、高齢者が要介護等認定を受けた後も社会参加できることを実感できるサービスです。

また、「役割・いきがい支援事業」では、就労的な活躍の場を提供できる団体・組織と、就労的な活動を実践したい個人をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする仕組みをすすめていきます。

## 施策15 | 介護予防と健康づくりの推進

### (1) 一般介護予防事業

#### ① 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が高齢者の自立支援や介護予防活動に関与することや、介護専門職等を支援することは、地域包括ケアシステム※を構築する上で重要な役割を果たしています。

リハビリテーション専門職を安定的に派遣できる体制を構築するため、医師会やリハビリテーション専門職が所属する法人・団体等、関係機関の理解促進を図り、連携しながら次の取組を実施します。

- ア 住民主体の介護予防教室等の高齢者の通いの場への派遣
- イ 訪問アセスメント※への同行訪問
- ウ リハビリテーション専門職による評価を活用したケアマネジメント※支援
- エ 幸せます会議等の地域ケア会議※への参加
- オ 住宅改修や福祉用具購入・貸与に関する助言や相談支援

#### ② 介護予防把握事業

高齢者本人や家族、民生委員、医療機関等からの情報により、閉じこもりなど、何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。

また、健診・医療・介護の各種データ（KDBシステムデータ※）等の活用により、健康状態不明な高齢者の心身の状況の把握を実施します。

#### ③ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が気軽に運動や認知症予防、閉じこもり予防ができるよう、公民館や自治会館、老人憩の家※等、高齢者が集まりやすい場所に住民主体の介護予防教室や通いの場をつくるため、地域のボランティアの育成及び運営の支援を行います。

##### ○ 介護予防教室等の開催

転倒予防や認知症予防など、介護予防教室や講話等を公民館等で開催します。

また、老人クラブ※や関係団体等と連携し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、認知症予防等の介護予防活動を推進していきます。

##### ○ 介護予防に関する指導者の派遣

歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士等の専門職を「ふれあい・いきいきサロン※」へ派遣し、地域の自主的な介護予防の取組を進めます。

##### ○ 生涯学習活動の情報収集・情報提供

公民館活動や生涯学習のサークル等で行われる運動や趣味活動も介護予防に効果的な活動であることから、担当課との連携のもと情報の収集と情報提供を行います。

#### ④ 介護予防普及啓発事業

健康づくりや介護予防に関する住民の関心が高まるよう、市広報やケーブルテレビ、コミュニティFMラジオ等を活用し、転倒予防や認知症予防等の具体的な方法について、創意工夫しながら普及・啓発を行います。

高齢者の健康づくりを担当する保健センターと連携しながら、介護予防に取り組む意識づけを行います。

#### ⑤ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業が効果的に実施されているか、評価を行います。

## (2) 「みんなでつながり思いやる健やかなまち防府」を目指す健康づくりの推進

高齢期は、退職等により時間的な余裕ができる中で、健康意識が高まる時期ですが、年齢とともに身体機能が低下するため、日常生活の機能維持と健康づくりが必要となります。

このため、壮年期から生活習慣の改善を重視した健康づくりを進めるとともに、日頃から声をかけ合いながら健康的な生活習慣を維持する、「住民が主体となった健康づくり」を推進し、健康寿命\*の延伸に向けて取り組みます。

### ① 健康的な生活習慣の確立

#### ○ 健康づくりの推進

第2次防府市健康増進計画「健やかほうふ21計画（第二次）」では、『みんなでつながり思いやる健やかなまち「ほうふ」』を基本理念として、栄養・食育、歯と口の健康、身体活動・運動、日頃の健康管理、喫煙、こころの健康に関して、各世代の健康課題の解決に向けての取組を推進しています。

生活習慣病\*の予防及び高齢期の介護予防のために乳幼児から高齢者までの市民一人ひとりが健康づくりを自分のこととして捉え、健康的な生活習慣が身につけられるような取組を進めていきます。

また、自分の心と身体を守るための検診（健診）の受診率の向上やこころの健康の増進を図るため、家庭、地域、学校、職域、行政等が一体となって、市民の健康づくりを支援するための環境を整備していきます。

#### ○ 推進体制の充実

市民の健康増進を推進するためには、行政の連携はもちろんのこと、地域全体で取り組む必要があるため、保健や医療、福祉、教育等各分野の専門家や、学識経験者、地域の代表者等で構成される「健やかほうふ21計画（第二次）推進委員会」を中心に、本市の課題を共有し、課題の解決を図っています。

### ② 生活習慣病予防と健康増進事業

急激な高齢化の進展と疾病構造の変化に伴い、市民の健康の重要性が著しく増大していることから、高齢期になっても自立した生活が送れるように、若い世代からの健康づくりへの取組を推進しています。

特に、生活習慣病予防は若い世代からの規則正しい生活習慣が重要であることから、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査\*にも取り組んでおり、健診結果から生活改善が必要な人には、特定保健指導を実施しています。

また、健康寿命の延伸を目指して健康増進事業やがん検診等を推進します。

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の特性を踏まえて効果的かつ効率的にきめ細かな対応を行えるよう、後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村が、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みが構築され、本市も、令和4年4月から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいます。

KDBシステム\*等を活用し、医療や健診、介護等のデータから地域の健康課題を分析して優先的に取り組む課題を整理した上で、高齢者に対する個別的支援と、通いの場でのフレイル\*予防などの普及啓発を実施し、健康寿命の延伸につながることを期待されています。また、地域づくり・まちづくりにもつながるものでもあることから、保険年金課、健康増進課等、関係各課と連携し取組を推進していきます。



## 施策 16 | 生活を支える制度とサービスの充実

### (1) 高齢者への支援

#### ① 有料在宅福祉サービス事業

社会福祉協議会では、高齢者や障害者の日常生活の負担を軽くするため、住民参加型（会員制）により家事援助を行う「有料在宅福祉サービス事業」を実施しています。

#### ② 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

使用者および同居者全員が住民税非課税であり、排せつのたびにおむつ交換が必要と認められる高齢者に対し、快適な生活の確保と経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ引換券を交付します。

#### ③ 防府市社会福祉協議会による支援事業

福祉総合相談や小地域福祉活動等から見えてくる、地域住民の生活上の福祉課題に対し、関係団体・機関と連携をとりながら諸事業に取り組みます。

項目	内容
福祉総合相談事業	・法律等専門相談を含む福祉総合相談の実施
有料在宅福祉サービス事業	・会員制による家事援助サービス等（有料）の実施
地域福祉活動推進事業	・地区在宅ひとり暮らし老人の会の開催 ・ネットワーク学習会、地区社会福祉協議会研修会の実施 ・福祉車両（車椅子同乗カー）及び車椅子、松葉杖等福祉用具の貸出
日常生活自立支援事業※ （地域福祉権利擁護事業）	・判断力が十分でない方が安心して暮らすための支援
法人成年後見受任事業	・経済的な理由等により他の後見人が得られない時の支援
資金貸付事業	・経済的な自立を語ることで安定した生活を支援

### (2) 高齢者の安心・安全対策の推進

#### ① 緊急通報システムの充実

ひとり暮らし高齢者等に対して、24時間365日対応可能なオペレーターがいる受信センターにつながる緊急通報装置を貸与することによって、高齢者の心身状態の急変や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

## ② 高齢者に対する避難支援等の対策の推進

災害対策基本法に基づき、高齢者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、災害に備え、防府市消防本部、山口県警察、防府市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会などの避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供します。

また、避難先や避難方法を事前に決めておく個別避難計画について、要介護3～5の認定を受けている人など優先度が高いと市が判断する者について、市が主体となり、地域の実情に応じて、本人の状況等をよく把握し信頼関係も期待できる福祉専門職の参画等により作成します。

それにより日頃から防災訓練等を行い、災害発生時には、速やかに避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する体制づくりを推進します。

## ③ 救急医療情報活用支援事業(救急おたすけっと)の推進

ひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者へ、かかりつけ医療機関、持病、緊急連絡先等を記入する「救急医療情報シート」や「お薬手帳(写)」 「健康保険証(写)」等を保管できる専用容器を配布し、救急隊・かかりつけ医療機関・搬送先医療機関の迅速な救急活動に役立てるとともに、高齢者の安全・安心の確保に努めます。

## ④ 高齢者を狙った特殊詐欺等からの保護

近年、高齢者を狙った特殊詐欺や高齢者の消費者被害が増加しています。山口県内で高齢者が被害を受けた詐欺事件の発生、又は詐欺事件につながるような電話や訪問等について、山口県警察本部から提供された情報を防府市メールサービスにより注意喚起情報として配信しています。

また、契約トラブル等の相談を市消費生活センターで受け付けているほか、関係機関が連携し、高齢者の消費者トラブルを未然防止、早期解決するため、「見守りネットワーク」による取組みも行っています。

## ⑤ 交通事故から的高齢者の保護

高齢者の交通安全対策として、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、高齢者への交通安全意識の普及を図ってきました。

今後も、高齢者が増加することを踏まえ、関係機関・団体等と連携し、高齢者自身の交通安全意識の向上に加え、運転者等の高齢者に対する保護意識の醸成を図っていきます。

事故発生状況（令和4年）

		歩行中	自転車乗車中	二輪車乗車中	自動車乗車中	計	割合
高齢者	死者数	0	1	0	1	2	100%
	負傷者数	8	11	7	19	45	20%
市全体	死者数	0	1	0	1	2	
	負傷者数	24	44	21	135	224	

死者・負傷者の割合は、市全体に占める高齢者の割合

## (3) 高齢者の移動及び外出支援体制の整備

高齢者の移動及び外出支援については、高齢者及び家族のニーズが高く、地域課題として高く認識されています。

また、高齢運転者による重大な交通事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題となっています。

今後、このニーズへの対応や地域課題の解決に向け、様々な手法による移動及び外出支援を行います。

## ① 介護予防・日常生活支援総合事業による支援

軽度の要介護認定者や要支援者等及びその家族には、買物や病院への送迎ニーズが高いため、総合事業による対応や地域の互助活動の推進、先進的な取組等の導入検討など、柔軟に対応することで、新たな支援体制を提供していきます。

## ○ 移動支援幸せます型補助制度による移動支援

サロンや通所型のサービスへの送迎を、サービス等を運営する主体とは別の主体が行う場合に、別途定めた費用に対して補助金を交付することで、高齢者等の移動を支援する団体等を確保し、高齢者の外出を促します。

## ○ 幸せます健康くらぶ・幸せますデイステーションによる外出支援

商業施設又は公民館等において介護予防教室を実施し、介護予防と生活支援を一体的に提供するサービスです。

## ○ 地域幸せます型サービス（住民主体サービスB）による支援

身体介助を伴わない軽易な生活援助を行うボランティアや住民団体等が、生活援助と同じ位置付けで移動支援を行う場合、支援を実施するために必要な経費を補助します。

## ② 防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成事業

高齢者等の移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出するため、運転免許を持たない高齢者等にバス・タクシーの運賃助成券を交付します。

## ③ 高齢者のバスの乗り方に係る啓発

高齢者の移動手段への不安を解消するため、高齢者向けのバスの乗り方教室の実施や、研修やイベント等で高齢者が集まる機会を活用したチラシの配布などにより、バスの乗り方の啓発に努めます。

## ④ 持続可能な公共交通ネットワークの形成

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通網形成計画（平成30年3月策定）に沿って、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

ネットワークの形成にあたっては、バス路線の見直しや新しい交通モードの導入等、地域の実情に応じた移動手段の確保に努めます。

## ⑤ 移動や利用が容易な都市空間の整備

快適かつ安全に移動できる都市空間を創出するため、道路における歩車道分離、幅の広い歩道の整備、段差の解消・障害物の排除、歩行者専用道路の整備、誘導標示の設置、公共施設におけるエレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等のバリアフリー※環境の市街地を目指した整備を推進し、民間の施設の環境整備についても、積極的に働きかけます。

鉄道、バス等の公共交通機関については、障害者等もスムーズに乗降できる新車両の導入を関係機関へ積極的に働きかけ、鉄道駅、バス停のバリアフリー化や待合環境の改善等により、利用しやすい公共交通の環境整備を図ります。

## ⑥ 互助や自助を支える市場サービスによる支援

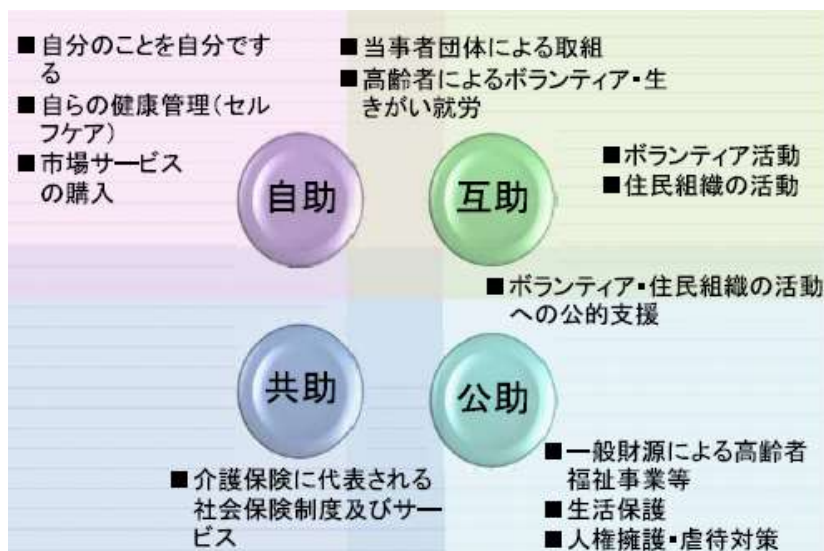
NPO法人による移動支援サービスなど、高齢者の特定のニーズ（病院受診や買い物等）とそのニーズを満たす企業等をマッチングさせることで成立する移動支援は、今後大きな可能性を秘めています。

また、地域の個人・団体による無償運送などの互助活動の移動支援は、安全面での課題等がありますが、法制度の改正等も含め実施しやすい体制が整備される可能性があります。情報を注視し、移動支援を検討する住民や団体への情報提供を進めていきます。

## 施策17 支え合う地域づくりの基盤となる互助の促進

高齢者を支え合う地域とは、自助、公助、共助がそれぞれに存在するだけでなく、それらを補完する、またはそれらをつなぐ役割を果たす住民の互助活動が活発でなければなりません。

互助とは、隣人の困りごとを引き受けることや、話し相手になること、自治会等の地縁団体や学校や企業、個人等が行う費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な活動であり、この互助をさらに強化していくために、生活支援体制整備事業や地域づくりを支援する制度を活用するとともに、地域住民やその他の主体に対して、啓発活動を十分に行っていく必要があります。



### (1) 幸せます型補助金による活動支援

幸せます型補助金は、要支援者等を中心とした利用者を対象に、住民が主体となって提供する生活支援サービスを支援するための補助金です。住民が主体となった生活支援サービスの拡がりによって、地域における互助活動が促進されることも目的としています。

なお、この制度は、介護予防・生活支援サービスとして位置付けられていますが、地域の高齢者の生活支援ニーズは、要支援者等のみに限定されるものではないこと、また、高齢者支援にとって多様な人とのつながりも有効であることから、要支援者等以外の高齢者や障害者、児童等も含めて、サービス提供するなど、豊かな地域づくりにつながるように柔軟に実施すべきと考えています。

#### ① 第1号訪問事業

##### ○ 地域幸せます型

住民主体の団体が身体介助を伴わない軽易な生活支援サービスを行う場合に、その活動費用を補助します。

##### ○ 地域幸せますてごネっと型※

1圏域以上を活動範囲とする団体が身体介助を伴わない軽易な生活支援サービスを行う場合に、その活動費用を補助します。

##### ○ 移動支援幸せます型

通所型サービス及びそれに準じるサービスへの送迎を通所サービス等を運営する主体とは別の主体が行う場合の送迎に使用する車両の燃料費の実費を補助します。

## ② 第1号通所事業

## ○ 地域幸せます型

要支援者等が利用する「通いの場」において、高齢者の介護予防、閉じこもり予防や自立支援に資するサービスを提供する住民主体の団体に対して活動費用を補助します。

## (2) 防府市社会福祉協議会による地域福祉活動支援

防府市社会福祉協議会では、「誰もが安心して明るく楽しく暮らしていけるまちづくり」の実現に向け、関係団体・機関と連携をとりながら、地域の社会資源を活用し、福祉サービスを企画立案するとともに、「福祉の輪づくり運動」として、住民主体・住民参加による地域福祉活動を推進しています。

項目	内容
地区社会福祉協議会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社会福祉協議会会長会議の開催</li> <li>・地域福祉活動計画策定の支援</li> <li>・福祉員及び友愛訪問グループ活動の支援</li> <li>・小地域見守りネットワーク活動の支援</li> <li>・「ふれあい・いきいきサロン※」の設置促進と活動支援</li> <li>・在宅ひとり暮らし老人の会の支援</li> <li>・在宅福祉サービス活動の支援</li> <li>・CSW※による支援</li> </ul>
講習会・イベントの開催による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進セミナー</li> <li>・「ふれあい・いきいきサロン」講習会</li> <li>・防府市いきいきシルバーふれあいスポーツ大会</li> <li>・その他各種講習会</li> </ul>
自治会福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会福祉部の設置促進及び活動支援</li> </ul>
民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会との連携強化及び活動支援</li> </ul>

## (3) 生活支援体制整備事業による互助活動の創出

生活支援体制整備事業として、第2層生活支援コーディネーター※を中心に地域の互助活動を把握し、必要に応じて支援を行っています。

また、地域の高齢者の生活支援ニーズを把握し、地域に対して必要と思われる活動の情報を提供することで、互助活動の創出に取り組んでいます。

### ① お助け手帳・活動事例集の作成

高齢者の自立支援につながる地域の様々な情報や取組を、情報提供することを目的に、「お助け手帳」「活動事例集」

ケアマネジャー※等へとして集約しています。

このお助け手帳・活動事例集の作成にあたって地域の情報を集約する中で、互助活動に興味のある人や団体とのつながりが生まれ、活動を行う住民との会話の中から、活動の継続性を高めるヒントや新たな取組が生まれています。

地域には、「活動」だけでなく、ちょっとした手助けをする人や商店、集会も数多くあります。

「活動」として開催しているものではなく、結果的に同じ趣味を持った高齢者男性の集まっている「場」なども、地域の資源、通いの場ととらえることができます。何を地域資源ととらえるか、今あるものにスポットライトを当てることも互助を推進する上で重要となっています。



### ② 地域の様々な活動や制度をコーディネートする活動

地域で互助活動を行おうと考える住民の方に対して、高齢者の生活支援についての情報を提供したり、高齢者の生活支援活動を行う方に他の制度等の情報や別の活動を行う団体を紹介したりすることにより、地域の互助活動は進展していきます。

### 生活支援コーディネーターの仕事 = 探す



- ・集めた情報はみんなで共有。相談を受けたら案内できるように準備。
- ・必要なものがなければ作る。または今ある活動に別の役割を担ってもらう。

